

下水道事業会計(参考記載)

令和8年度ひたちなか市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度ひたちなか市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 人 口	99,500 人
(2) 年 間 処 理 汚 水 量	9,680,000 m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 汚 水 量	26,521 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 汚 水 管 き ょ 整 備 事 業	1,506,431 千円
イ 雨 水 管 き ょ 整 備 事 業	1,762,100 千円
ウ 下 水 浄 化 セ ン タ ー 整 備 事 業	630,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第11款 下水道事業収益	4,352,031 千円
第1項 営 業 収 益	2,115,727 千円
第5項 営 業 外 収 益	2,236,303 千円
第10項 特 別 利 益	1 千円

支 出

第21款 下水道事業費用	3,934,981 千円
第1項 営 業 費 用	3,508,218 千円
第5項 営 業 外 費 用	419,563 千円
第10項 特 別 損 失	200 千円
第99項 予 備 費	7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,782,524千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額227,072千円、当年度分損益勘定留保資金1,237,953千円、繰越利益剰余金処分量317,499千円で補てんするものとする。)

収 入

第31款 資本的収入	4,870,012 千円
第1項 企 業 債	3,014,800 千円
第10項 国 庫 支 出 金	1,802,483 千円
第20項 負 担 金 等	52,728 千円
第25項 固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円

支 出

第41款 資本的支出	6,652,536 千円
第1項 建 設 改 良 費	4,540,367 千円
第5項 企 業 債 等 償 還 金	2,105,169 千円
第99項 予 備 費	7,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
41 資本的支出	1 建設改良費	雨水幹線整備事業	2,750,000千円	令和8年度	217,500千円
				令和9年度	1,133,100千円
				令和10年度	943,300千円
				令和11年度	456,100千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
下水浄化センター維持管理業務委託事業	令和8年度から令和10年度まで	908,474千円
ウォーターPPP発注者支援業務委託事業	令和8年度から令和9年度まで	42,031千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ひたちなか市 下水道事業	3,014,800千円	普通貸借又は証券発行(ただし、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第21款 下水道事業費用

- 第1項 営業費用
- 第5項 営業外費用
- 第10項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 職員数の増加に伴い職員給与費を増額するための流用及び交際費を増額するための流用をする場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの負担金及び補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ負担を受ける金額は588,678千円, 補助を受ける金額は985,678千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 繰越利益剰余金のうち317,499千円は, 次のとおり処分するものと定める。

(1) 自己資本金への組入 317,499 千円